

請願第 1 号

立川市清掃工場協定書違反操業に関する請願

1 受理年月日 平成28年2月10日

2 請願者 立川市幸町3-13-5
九番組自治会
会長 矢島 昇 外3名

3 紹介議員 永元 須摩子、稲橋 ゆみ子、山本 みちよ、江口 元気、
伊藤 大輔

4 請願の要旨

現在、立川市清掃工場は立川市と近隣自治会と締結した協定の操業期限を7年も超えて協定違反の状態では操業している。全国的に見てもこれほど長い間、周辺自治会との間で交わした協定を無視して操業している例はなく、立川市議会では立川市に対しこの違反状態を一刻も早く解消するために、平成28年度内解決を前提として早急に協定締結自治会と話し合いを進めるよう強く働きかけて頂くよう請願します。

5 請願の理由

立川市（代表者：市長）は、それぞれ九番組自治会（代表：自治会長）、幸友会自治会（代表：自治会長）、多摩文化村自治会（代表：自治会長）、若葉自治会（代表：自治会長）と別個に「清掃工場増設炉建設に関する協定書」を平成5年3月31日付けで締結している。この協定書第3条2には「乙（立川市）は、今回の増設炉の建設以後平成20年を限度に、現在の清掃工場を他の地域に移転するものとし、その移転先については、全市域的ななかで検討し、決定するものとする。」との記載がある。しかし、現時点においても立川市は移転どころか、協定を平然と破り操業を続けている。この状態が1年とか2年とかなら無協定状態での操業も大目に見ることはできようが、丸7年も経過した今においても無協定のまま操業を続けていることはとうてい看過できない。本来なら約束の移転期限から7年も経過しているから、事情はどうあれ即刻全面操業停止するのが道理であるが、そうすることにより市民生活に著しい支障がでることも承知している。しかし、今後とも違反状態で操業していくことを我々としてはとうてい黙認できることではない。

また、7年もの長い間、協定違反の状態では清掃工場の操業を続けている例は全国でもなく立川市のみが行っている。

この責任は全面的に立川市にある。

平成28年度内解決を前提とした話し合いを進めるよう立川市議会として強く働きかけて頂くよう請願します。